

2016年3月9日

Japan tax alert

EY税理士法人

英国が欧州連合の 残留・離脱を問う 国民投票の実施へ

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

概要

英国のEU残留・離脱を問う国民投票が2016年6月23日木曜日に実施されることが決まりました。この国民投票では、「英国は欧州連合に残留すべきか、それとも欧州連合から離脱すべきか」が有権者に問われます。有権者は、グレートブリテン、アイルランド、英連邦の18歳以上の国民で、英国に居住する者、及び海外の在住期間が15年未満の英国国民です。このことは、アイルランド、マルタ及びキプロス出身者を除き、英国に居住するEU諸国出身者には投票権がないことを意味します。

国民投票に至った背景

2015年の総選挙に向けた保守党のマニフェストの一部として、デービッド・キャメロン首相は、「欧州における英国の新たな地位(settlement)について交渉した後、それに基づき、EUに残留するか離脱するかを英国民に問う」と約束しました。そして11月10日、欧州理事会議長に宛てた書簡で、英国のEU加盟条件の改革に向けた目標を明らかにしました。その後、2016年2月18～19日の欧州理事会会議まで続いた英国首相とEU首脳間の協議の結果、英国の加盟条件に関する改革案が合意されました。

改革案には、経済・通貨統合をさらに強化するための施策は、ユーロを通貨としない加盟国にとっては任意的であるとした上で、英国がEUへのさらなる政治的統合を確約していないことを認識しているという加盟国首脳の決定が含まれています。この決定には、銀行同盟の効果的な管理に関連する具体的な規定、並びに競争力、社会給付及び移動の自由に関する宣言についての理事会決定の草案が付随しています。

この取り決めは、英国の国民投票でEU「残留」が決定した場合に発効します。この取り決めは、法的拘束力を有することが意図されており、加盟国の全員一致の合意によってのみ修正されます。

投票結果が「離脱」の場合どうなるか

英国の投票結果が「離脱」の場合どうなるかに関して定められた手続きや日程表はまだ存在しません。加盟国がEUを離脱した例はまだありません(EEC(欧州経済共同体)に関する限定的な先例しか存在しません)。

リスボン条約第50条には、加盟国がEU離脱の意図を欧州理事会に通知した場合に適用される規定が含まれています。その規定によれば、EUは当該加盟国と交渉し、当該加盟国と欧州連合の将来的な関係の枠組みを考慮に入れながら脱退に関する取り決めを定め、合意を締結することになります。第50条はまた次のように定めています。脱退の合意の発効日以降、又は合意に至らなかった場合は上記通知から2年後に、欧州連合の条約は当該国に適用されなくなります。ただし、この期間は、欧州理事会が当該加盟国の同意の下に全員一致で決定した場合は、2年以上の延長が可能です。第50条に基づく交渉期間中、英国はEUの権利と特権を保持しますが、この交渉に直接関連する事項が検討されているときは欧州理事会に出席できません。

キャメロン首相は、第50条が離脱プロセスを開始する唯一の方法であると述べました。現在、英国政府は、投票でEU離脱が決まった後に従うプロセスを示した文書を公表しています。この文書では、第50条がEU離脱の唯一の適法な方法であるとする政府見解が繰り返されると同時に、必要な交渉の見通しも示さ

れています。しかしながら、離脱賛成派は、英国は必ずしも第50条のプロセスを用いる必要はなく、別個のプロセスに合意できると示唆しました。

EU離脱となった場合の税務への影響

英国がEUから完全に分離することになった場合、貿易の基礎として世界貿易機関(WTO)への加盟に依拠することが可能です。しかしながら、このことは、英国がEUの対外共通関税の課税対象になるほか、非関税障壁の可能性に直面することを意味します。英国がEU諸国との取引で、独自の関税を課そうとする可能性もあります。関税の問題に対処する必要がある場合、英国は、何らかの形の新たな貿易モデルの交渉を目指すと思われる(下記参照)。

課税に関してEUの影響を受ける主要分野は、間接税、特に最も統合されている付加価値税(VAT)と物品税に関連しています。

現行法規の下では、英国が施行するVATの形式はEUの法規によって規定されています。そのため、多くの請願を受けている新たな0%の税率を英国は導入できないことに加え、追加的な取引高税を導入できず(事業用資産税(business rate)に代わる選択肢を限定し)、さらに、欧州の解釈に整合するように自国の税制を改正することを余儀なくされてきました(賭博・ゲームや保険などの業種において)。物品税は、VATほどは統合されていないものの、依然としてEUの法規に支配されています。

直接税は加盟国独自の事項ですが、EU指令及び国庫補助制度の形で、英国が遵守する必要がある関連EU法令が存在しています。EU指令には、以下のものが含まれます。

- ▶ **合併指令**
この指令では、ある企業が別のEU加盟国の1社以上の企業に資産及び負債を移転する合併の場合、一定の要件の下で、当該資産及び負債の市場価額と税務上の価額との間の差異に係る課税の繰り延べが規定されています。
- ▶ **親・子会社指令**
この指令は、異なる加盟国の関連会社間における適格な配当支払いに対する源泉徴収税を廃止し、子会社の利益に関する親会社への二重課税を防止するものです。
- ▶ **利子・使用料指令**
この指令は、企業グループ内の、国境を越えた利子と使用料の支払いの分野における源泉徴収税の障害の解消を目的としています。
- ▶ **EU資本税指令**
この指令は基本的に、加盟国による資本調達への課税を禁止するものです。

▶ 課税分野における行政協力に関する指令

この指令は、OECDの共通報告基準 (common reporting standard: CRS) を用いた、加盟国の税務当局間における金融口座情報の自動交換を定めています。英国では、CRSは2016年1月1日に発効しました。

国家補助に対する制限は、税制又は支出のイニシアティブのいずれにより提供されるかを問わず、あらゆる形式の補助に適用されます。この規定によれば、明確な一連の適用除外に該当する場合 (例えば、中小企業やイノベーションを対象とするもの) を除き、特定対象を選択して補助を提供することはできません。

より一般的に言えば、英国はEU法を遵守して課税権限を行使することを要求されます。具体的には、以下の4つの基本的自由を遵守する必要があります。

- ▶ 商品の移動の自由
- ▶ 労働者の移動の自由
- ▶ 事業設立の権利及びサービス提供の自由
- ▶ 資本の移動の自由

その結果、英国の税制を構成する多くの要素が、欧州連合司法裁判所によりEU法違反と判断され、是正を要求されることになりました。その中には、英国による出国税の課税における制限、移転価格の適用方法、租税回避防止ルール (被支配外国会社(CFC)に適用されるものなど) などが含まれています。

英国がEUを離脱することになった場合、今後、EUの制限を受けずに自国の税法を改正する余地が拡大する見込みです。実際には、そうした制限の多くは、英国が今後も継続を望むものです。しかしながら、以下のような形でこの柔軟性を活用できる可能性があります。

- ▶ 必要に応じた、国家補助の提供
- ▶ VATの構造の変更
- ▶ 個別的租税回避防止策の導入
- ▶ 英国の活動のみに焦点を合わせた、R&Dなどのインセンティブ
- ▶ 英国からの出国に対する出国税の課税

言うまでもなく、英国との国際取引にEU指令が適用されなくなることにはコストが伴う可能性があります。例えば、関連する租税条約がEU指令と同一の保護を提供していない状況で、他国から源泉徴収税を課されるような場合です。

いずれにせよ、英国は、世界貿易機関や租税条約の無差別条項など、他の国際的影響を依然として受けます。とりわけ、自動的

情報交換に関する最近の合意の原動力となり、現在BEPSプロジェクトをG20と共に推進しているOECDの影響を受け続けることとなります。しかし、英国はEU非加盟国として、欧州委員会が提案する共通アプローチやEUの基本的自由の枠外でBEPSの勧告を実施する余地を得られません。

英国はどんな代替案について交渉しようとするのか

EUからの離脱のためにどんなプロセスに従うにせよ、そのプロセスには、EU単一市場への英国のアクセスに関する交渉が含まれる可能性が高いと思われます。それと同時に、英国は、EUの二国間貿易協定を引き継がないことから、EU域外の地域と貿易協定の交渉を行う必要があります。英国政府は、離脱後の英国とEUの関係に関する代替的モデルについての見解を公表すると約束しました。

これまでに言及された主なモデルは以下の3つです。

▶ EEA (欧州経済領域) モデル

このモデルでは、英国は、共同農業政策 (CAP) 又は漁業政策のいずれに参加する義務も負わずに、商品・サービスの単一市場にアクセスできます。英国は、EEA / EFTA (欧州自由貿易連合) と他の諸国間の貿易協定の恩恵も享受できますが、この点に関してはさらに交渉が必要となる可能性があります。しかしながら、英国は、単一市場のルールの策定に参加する重要な能力を与えられないまま、そのルールを受け入れなければなりません。英国は、労働の移動の自由を受け入れること、国境管理についてはシェンゲン協定に参加すること、及びEEAへの助成金と一定のEUのプログラムに対する拠出金を支払うことが必要になると見込まれます。EEAへの加盟には、英国がEEA加盟30国 (EU加盟27カ国を含みます) の各国との間で加盟条約を締結することが必要です。

▶ 関税同盟 (「トルコモデル」)

限定的な関税同盟に基づくこのモデルでは、無関税でEU市場にアクセスできますが、アクセス維持のために英国が遵守する必要のある規則や規制の立案に対し、ほとんど発言できないと考えられます。このモデルの英国版は、トルコとの協定より広範で詳細なものになる可能性があります。

▶ 独自の二国間協定 (「スイスモデル」)

スイスとEUとの関係は一連の二国間セクター別協定に基づいています。すべてのセクターが対象となっておらず (例えば、金融サービスについてはほとんど協定がありません)、スイスはサービスに関する協定をEUと締結していません。

あるいは、英国は、自由な移動や予算への拠出に同意する、必要のない包括的自由貿易協定の交渉を行おうとするかもしれません。EUは、英国との交渉の一環として、規制に関する要求を行うことが予想されます。協定が多岐にわたるほど、英国はより多くのEUの規制を受け入れることが必要になります。このシナリオでは、英国はさらにEU域外の諸国と間で自身の貿易協定の交渉を行う必要があります。

国民投票で離脱が票決された後、英国はEUを脱退するのではなく、特別な加盟国の地位の交渉を追求することが可能であるとする提案がなされたことがあります。この提案によれば、英国は、法的にEU加盟国にとどまり、EUとの条約の見直しにより、これまで通り域内市場及びそれに応じたEUの意思決定プロセスに参加できると同時に、一定のEUの政策に参加しない権利を取得することが可能になります。

現行のEUの条約はそうした地位を認めておらず、条約を改正しようとするれば、他の加盟国から、EUのプロジェクトを危うくし、「EUに懐疑的な(euro-sceptic)」論調が高まるきっかけになると捉えられる可能性があります。

以上、様々な代替案について説明してきましたが、交渉がどのように進むのかについて確実なことは言えません。

展望

今後数カ月、英国のEU残留の是非をめぐる議論が展開され、企業グループは、国民投票の結果とその後の展開に応じた自社のリスクの度合いと機会を評価することになります。

企業グループは、離脱と決まった場合に発生する可能性のある変化を考慮に入れながら、自身のサプライチェーン及びその今後の見通しを評価することになると思われます。考慮事項としては、以下のものがあります。

- ▶ 関税及び非関税障壁の影響
- ▶ 源泉徴収税の導入
- ▶ 人の移動の制限(社会保障制度の変更と併せて)
- ▶ 現行のEUのパスポート権が失われるかどうか、失われる場合、何らかの権利がそれにとって代わるとしたらどうなるか

企業グループはまた、「英国のEU離脱(Brexit)」及び近々予定されるOECDのBEPS勧告の実施が重なった場合、グループ構造がどんな影響を受けるかについても検討する必要があります。この点に関し、投票で離脱が決まった場合、国民投票後の新たなビジネス環境における英国政府の租税政策の競争力の必要性に関する議論に影響を与える期間は限られると思われます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

アレックス・ポストマ	パートナー	+81 3 3506 1275	alex.postma@jp.ey.com
ジョナサン・スチュワート・スミス	パートナー	+81 3 3506 2426	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
西田 宏之	パートナー	+81 3 3506 2026	hiroyuki.nishida@jp.ey.com
大平 洋一	パートナー	+81 3 3506 2678	yoichi.ohira@jp.ey.com
ヨアヒム・ストブズ	パートナー	+81 3 3506 2670	joachim.stobbs@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160309

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp